

議決権行使ガイドライン（国内株式）の改正予定について

当社は、企業価値向上や持続的成長を促す観点から、2027年4月の株主総会より「議決権行使ガイドライン（国内株式）」を以下の通り改正する予定です。

【改正内容】

3、役員選任に関する議案

(1) 取締役の選任

- ② 取締役会の多様性確保に配慮し、賛否の判断を行う。プライム市場に上場する企業で女性の取締役が 10%以上選任されていない場合は、代表取締役（指名委員会等設置会社は指名委員会委員長）の再任に原則反対する。

【現行】

3、役員選任に関する議案

(1) 取締役の選任

- ② 取締役会の多様性確保に配慮し、賛否の判断を行う。プライム市場に上場する企業で女性の取締役が選任されていない場合は、代表取締役（指名委員会等設置会社は指名委員会委員長）の再任に原則反対する。